

ベビーフード添加物リスト

2024年9月2日現在

ベビーフード自主規格（第VI版） I. ベビーフードの製品規格 7. 食品添加物の規定により使用できる食品添加物を以下の通り定める。

1) 食品添加物

食品添加物名	主な用途
ショ糖脂肪酸エステル	乳化剤
カロブビーンガム、キサントガム、グアガム、タマリンドシードガム	安定剤
アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、カードラン	増粘剤
L-アスコルビン酸、抽出トコフェロール	酸化防止剤
クエン酸三ナトリウム	調味料
クエン酸	酸味料
水酸化カルシウム、炭酸水素ナトリウム、トレハロース、グルコノデルタラクトン（豆腐用凝固剤の用途に限る）、塩化マグネシウム（豆腐用凝固剤の用途に限る）、塩化カルシウム（豆腐用凝固剤の用途に限る）、硫酸カルシウム（豆腐用凝固剤の用途に限る）、硫酸マグネシウム（豆腐用凝固剤の用途に限る）、	製造用剤

注) 加工デンプン（アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン）については製品中（「ドライタイプベビーフード」にあつては標準濃度に調製したもの）に残存する量（複数の加工デンプンを併用する場合はその合計値）が5%を超えてはならない。

2) 栄養強化（補給）剤

栄養素名	食品添加物
カルシウム	貝カルシウム、グルコン酸カルシウム、炭酸カルシウム
鉄	クエン酸第一鉄ナトリウム、ピロリン酸第二鉄、
ビタミンC	L-アスコルビン酸ナトリウム
ビタミンD	コレカルシフェロール